

収入
印紙

保証書（据置担保（保全担保）用）

令和 年 月 日

殿

保証人
住所
電話番号
氏名（又は名称）
代表者の氏名

印

下記の保証期間において下記の通関業者が下記の輸入者（又は限定申告者）の代理人として行う輸入申告により輸入許可（輸入許可前貨物引取承認）を受ける貨物又は納期限延長を受ける特例申告貨物に係る下記税額が納期限までに納付されないときは、下記の通関業者に代わり、保証人が当該税額及びその延滞税額を納付します。

また、宛先の税関官署の長名を包括して記載した場合には、本保証書が提出された後に新設された税関官署又は新たに輸出入・港湾関連情報処理システムが導入された税関官署の長に対しても保証します。

なお、保証期間は、保証期間が満了する日の1カ月前の日までに輸入者、通関業者又は保証人から本保証書の宛先の税関官署の長に対し、書面により保証期間を更新しない旨の届出がない場合には、自動的に保証期間満了日の翌日を起算日として本保証書の保証期間と同一の期間更新されるものとし、以後同様とします。ただし、本保証書を本保証書の宛先の税関官署の長に対し既に提出している保証書に追加して提出する場合における本保証書の自動更新後の保証期間は、既に提出している保証書と同一の期間とします。

記

輸入者（又は限定申告者） の住所、氏名、電話番号								
通関業者の住所、氏名、 電話番号								
保証期間（債権発生期間）	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日							
担保の区分	官署別担保・一括担保（どちらかを○で囲んでください。）							
税額	円							
適用法条	関税法 第 9条の2 第 項							
	消費税法 第 51条 第 項							
	地方税法 第 72条の 第 項							
	法 第 条 第 項							
	法 第 条 第 項							
	法 第 条 第 項							
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第 条 第 項								

一括担保の場合、税額欄に記載した金額は、本保証書の宛先の各税関官署で輸入許可等を受ける貨物に係る税額を合算した額の支払いを保証する限度額である。

- (注) 1. 一括担保の場合の宛先は、すべての対象税関官署の長名を連名又は包括して記載して下さい。
2. 「輸入許可（輸入許可前貨物引取承認）を受ける貨物又は納期限延長を受ける特例申告貨物」の箇所は、提供原因に応じ抹消又は訂正して使用して下さい。
3. 「適用法条」の欄は、適用される項が複数に及ぶ場合は、同一欄に続けて「及び○○項」と記載して差し支えない。
4. 不要の文字は二重線で抹消して下さい。